

西東京市
子育て・子育て
ワイワイプラン

後期計画

概要版
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

西東京市

計画の構成



第1章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策体系
- 4 計画の対象者
- 5 計画の期間
- 6 計画の位置づけ・役割

第2章 重点的な取組

第3章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価・検証

第4章 基本的施策の展開

- 1 子どもの主体的な参加ですすめる
- 2 おとな（親）になることを支える
- 3 子育て家庭の支え合い
- 4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは
- 第2節 子ども・子育て支援事業計画における設定
- 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

第6章 計画策定の背景

- 1 国・東京都の子育て政策の動向
- 2 本計画の策定経緯
- 3 見直しの視点
- 4 西東京市子ども条例と本プラン
- 5 見直しの視点と関連要素

第7章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 第1節 統計データから見る現状
- 第2節 子どもへのアンケート調査結果から見る現状
- 第3節 おとなへのアンケート調査から見る現状



計画の基本的な考え方

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（平成27年度～令和6年度）は、策定から5年で見直すこととなっています。今回、これまでの取組を引き継ぎながら、より現代的な課題に対応するため、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（後期計画）（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

基本理念

本計画では、これまでの基本理念を発展的に踏襲し、子どもが健やかに育ち、育まれる環境づくりのさらなる推進を図ります。

1

子どもの権利の実現

西東京市子ども条例の規定に則り、子どもの意見が尊重され、家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・職場・行政が協力して、子どもの育ちを支えていくよう取り組みます。

2

すべての子どもと親*への支援

保健・福祉・医療・教育・建設・労働などさまざまな施策と連携し、市内のすべての子どもと子育て家庭*に対して子どもの成長発達の保障と親支援*を進めます。

3

男女共同の子育て

男女が協力し、子育てへの思いを共有し、子育てを通じた家庭や地域での役割を共に担うことを基本とします。

4

循環型の子育て

子どもが健やかに生まれ、育ち、おとなになって次の世代の子育てをする、世代間をつなぐ循環型の子育てを基本とします。

基本方針

1 子どもの主体的な参加ですすめる

子どもが一人ひとりの違いを認め合い、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。
子どもの最善の利益が尊重されるよう、子どもたちが自由に意見を表明し、まちづくりに参加できる機会をつくります。

2 おとな(親)になることを支える

地域の行事や催しが少なくなり、つながりの希薄化が進んでいます。
おとなとしての役割を理解できる機会を、家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくります。

3 子育て家庭の支え合い

子育ての仲間との出会いや、親としての自覚・役割を準備する機会が少なくなっています。
育児不安や孤立感の軽減、子どもの虐待予防の観点から、親を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくります。

4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

子育ては社会的な営みです。本市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すため、市民と行政の協働による子育ての地域環境づくりと子育て・子育て文化の創造を進めていきます。

*親：本計画では、子育てをしているすべての人を指します。

*子育て家庭：本計画では、子どもの属するすべての家庭を指します。

*親支援：本計画では、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することも含みます。

計画の対象・期間・位置づけ・役割

計画の対象

本計画の対象は、西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもに関わる市民です。ただし、取組の内容又は必要により若者も対象とします。

計画の期間

本計画の期間は、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の計画期間である平成27年度から令和6年度までの10か年のうち、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

計画の位置づけ・役割

本計画は、市の最上位計画である「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り策定しています。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画として位置づけられた、「東京都子供・子育て支援総合計画」の考え方を取り入れて策定しています。

本計画には、次の計画の内容を包含させています。このことにより、本計画にこれらの計画の役割を持たせています。

- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村行動計画）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画）
- 西東京市子ども条例推進計画（西東京市子ども条例第24条に規定する計画）

計画見直しの視点

その時々子ども・子育てを取り巻く環境変化等に応じ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための本市の指針となるよう、本計画では次の視点から見直しを行っています。

5年間の環境変化

社会経済状況による、親の就業状況や保育サービスの利用意向などの変化。子どもの貧困対策、児童虐待の防止、障害児への対応など、市町村が担うべき役割の変化。西東京市の総人口のピークが令和5年、年少人口のピークが令和2年に訪れることが、子どもや子育て家庭、地域社会に与える影響など。

基礎調査等からの市民ニーズ把握

「子育て支援ニーズ調査」（就学前保護者・小学生保護者）、「ヒアリング調査」（子育てサービス利用者・支援者対象）、「子どもアンケート」（小学5年、中学2年、16・17歳）による市民ニーズの把握。

これまでの取組の検証と評価

施策の取組状況から、各施策についての見直し、実施体制の再検討。

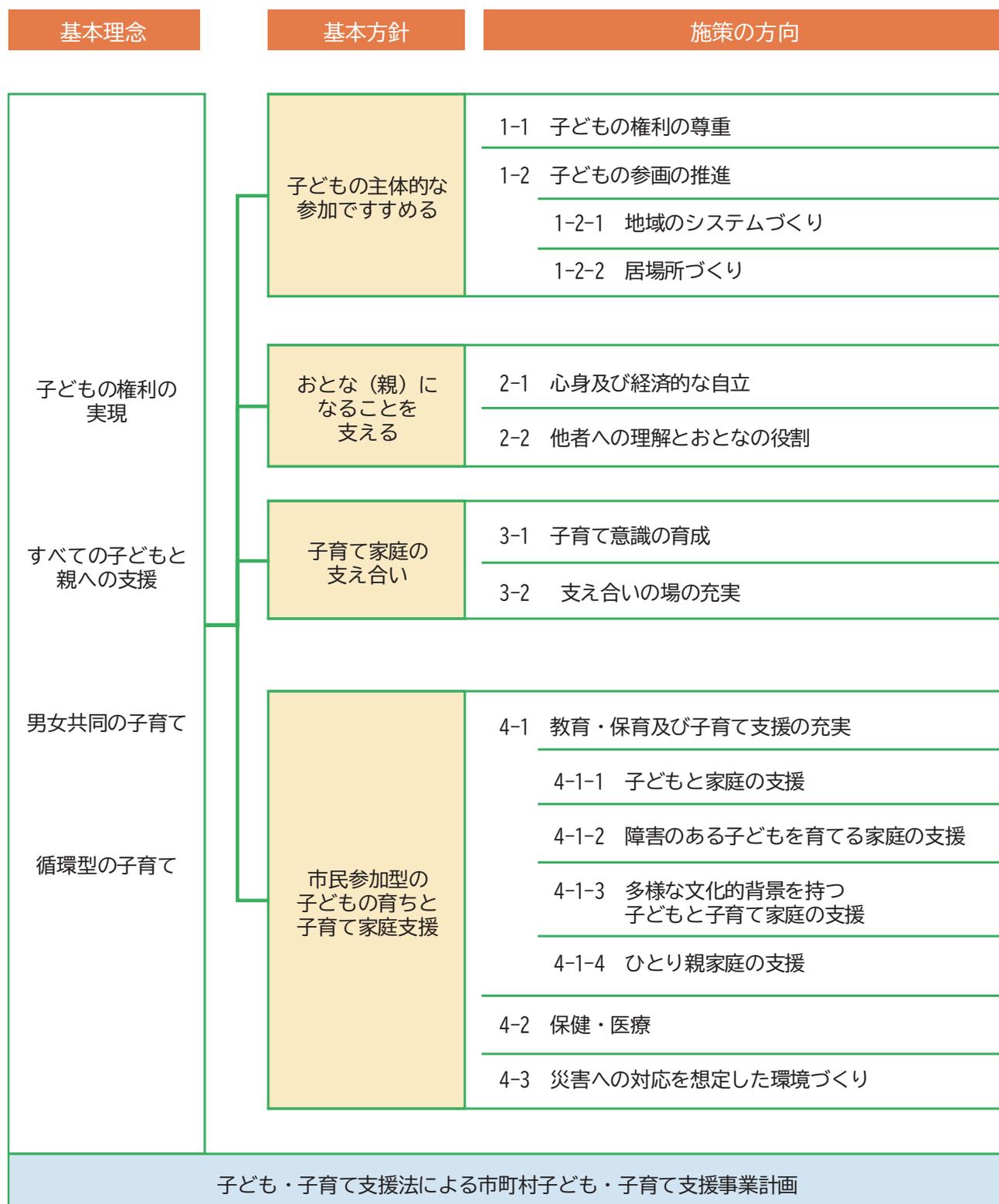
関連計画等との整合性確保

市の最上位計画「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」及び「地域福祉計画」、「健康づくり推進プラン」、「男女平等参画推進計画」、「教育計画」、「障害児福祉計画」など、前回策定から見直しが行われた子ども・子育てと関連の深い計画との整合性を確保。

子ども条例を推進する計画

本計画は、平成30年10月1日に施行した「西東京市子ども条例」の理念に沿って、子どもにやさしいまちづくりを推進するための具体的な施策・事業を示す、条例を根拠とする計画です。

施策体系



重点的な取組

1 子どもの主体的な参加ですめる

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談できる体制を推進するとともに、子どもたちが、必要な情報を受け取りながら、子どもたち自身の積極的な参加を通して、自己の形成が図られる機会や居場所・仕組みづくりに努めます。

- 1：子ども条例、子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実
- 2：子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実
- 3：子どもの意見表明や主体的な参加の支援
- 4：児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実

2 おとな（親）になることを支える

発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、貧困防止のために経済的な自立を支援することや、地域活動やボランティア活動等を行う他者、子育てサークル等で活動するおとなとのふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支える体制づくりと取組の推進に努めます。

- 5：青少年支援の充実
- 6：子どもの貧困の防止
- 7：「青少年が育つまち」の実現

3 子育て家庭の支え合い

働きながらの子育てという選択をしやすいよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への理解促進を進めながら、家族への意識啓発を進めていきます。

子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、地域子育て支援センター・児童館・子育てひろばでの「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進め、子育て家庭の孤立を予防し、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組みます。

- 8：子育て力向上のための取組
- 9：子育て情報化の推進・充実

4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

利用者の視点に立ち、すべての子どもたちが、希望するサービス等を適切に利用できるよう、ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

子どもが健やかに成長し、親子が健康に過ごせるよう、妊娠・出産期から切れ目なく見守り支える環境を整備し、安心・安全な市民生活のため災害への対応についても対策を行います。

- 10：「子ども総合支援センター」の充実
- 11：利用者支援事業の推進
- 12：保育支援の拡充
- 13：「母子保健と保育、子育て支援」の連携強化
- 14：防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり

基本的施策の展開 — 主な取組（施策・事業） —

基本方針1 子どもの主体的な参加ですすめる

施策の方向 1-1 子どもの権利の尊重

- ◎子ども相談室の運営 **新規**
- ◎子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実
 - ◎学校における人権教育の実施 **新規**
- ◎要保護児童対策地域協議会の活用
- ◎虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実
- ◎子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供



施策の方向 1-2 子どもの参画の推進

【企画運営関連】◎

- 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進
- 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実
- 子ども参画による広報紙づくりの継続
- 子ども調査の推進（子どもが多く利用する施設に関する調査）

【地域連携関連】◎

- 青少年育成会への支援の充実
- 地域の人材発掘・養成・活用の推進

【情報関連】◎

- 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実
- 子どもに必要な情報を届けるしくみの整備

【居場所づくりへの参画】◎

- 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進

【居場所の充実】◎

- 児童館の再編成と機能の充実
- 青少年センター機能の充実
- 屋内外の居場所の充実
- 学校等の活用による放課後の居場所の充実
- おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施

【文化等の充実】◎

- 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興
- 図書館の子どもスペースの充実



○ 「重点的な取組」に挙げられた施策・事業
◎ 「西東京市子ども条例」の各条文に関連の深いもの
新規：新規の施策・事業

基本方針2 おとな（親）になることを支える

施策の方向 2-1 心身及び経済的な自立

- ◎社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討
- ◎青少年のしゃべる場の設定
- ◎青少年月間における事業実施 **新規**
- ◎「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討
- ◎子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援 **新規**



施策の方向 2-2 他者への理解とおとなの役割 ◎

- 小中学校での性教育の充実
- 性の尊重に向けた支援の検討
- 若い親世代への支援の実施
- 中学生のためのボランティア事業の推進
- 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進
- 情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実 **新規**



基本方針3 子育て家庭の支え合い

施策の方向 3-1 子育て意識の育成 ◎

- 父親の育児参加の推進
- 子育て意識の啓発の推進
- 栄養・食生活に関する教育・相談の実施
- 子育てに関する学習機会の充実
地域の子育て意識の醸成



施策の方向 3-2 支え合いの場の充実

- ◎子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実
- ◎子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進
- ◎育児・子育て相談事業の充実
- ◎相談に関する情報提供の充実
 - ◎子育て相談担当者の研修事業の充実
- ◎子育て家庭への情報提供の充実



施策の方向 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

【子どもと家庭の支援】

- ◎子ども総合支援センターの連携機能の充実
- ◎通学路、通園路の安全確保の充実
- ◎親子で参加できる地域行事の開催 **新規**



【障害のある子どもを育てる家庭の支援】◎

- 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開
- 障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実
- 医療的ケア児への支援の充実 **新規**

【多様な文化的背景（多文化）を持つ子どもと子育て家庭の支援】◎

- 外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実
- 多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進

【ひとり親家庭の支援】◎

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
- 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進



施策の方向 4-2 保健・医療 ◎

- 訪問型相談の充実
- 母子保健と保育の連携強化
- 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進
- （仮称）子育て世代包括支援センターの実施 **新規**



施策の方向 4-3 災害への対応を想定した環境づくり

- 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進
- ◎子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化
- ◎乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保
- ◎子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備



子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度から、「子ども・子育て支援法」による新しい子育て支援の制度（以下「新制度」といいます。）が開始されています。新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」により、子どもや子育て家庭の支援を行います。

本計画では、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年についてこれらの給付・事業の需要（量の見込み）と供給（確保方策）を定めています。確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取組を進めます。

教育・保育の提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、これまでと同様、市域全体を 1 つの提供区域として設定します。大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ります。

認定の区分

保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の 3 区分（1 号・2 号・3 号）に認定します。

教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用 施設 可能	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

単位：人

認定区分	令和 2 年度（初年度）		令和 6 年度（計画最終年度）	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
1号認定（3歳～5歳） （保育不要・教育希望）	1,910	2,534	1,706	2,144
2号認定（3歳～5歳） （保育必要・教育希望）	624		438	
2号認定（3歳～5歳） （保育必要・保育希望）	2,241	2,241	2,453	2,453
3号認定（0歳～2歳） （保育必要・保育希望）	2,228	2,017	2,105	2,160

【参考値】

平成 31 年度の幼稚園の認可定員数：3,463 人

平成 31 年度（4 月 1 日時点）の保育施設（認可・認証等）の定員数：3,958 人

前ページの表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定（0歳から5歳まで）に係る保育について、認可保育所などの新設により整備を進めるとともに、教育（幼稚園）の希望が強い2号認定については幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることにより対応します。

教育・保育施設の確保については、民間の教育・保育提供事業者の協力が不可欠となります。市は、今後、教育・保育提供事業者の意向を尊重しつつ、協議・調整の上、子どもにとって最善の利益を実現できるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用や新規施設の設置を進めていきます。

これらの量の拡大を行う際、以下の施策・事業の実施により、質を担保していきます。

- 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を引き続き実施します。
- 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。
- 待機児童を解消するため、保育所等の整備を行うとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。
- 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。
- 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、指導検査を実施します。また、地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。
- 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園化に向けた支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

事業名	単位	令和2年度（初年度）		令和6年度（計画最終年度）		
		量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	
1 利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。					
	特定型	か所	1	1	1	1
	基本型	か所	5	5	5	5
	母子保健型	か所	1	1	1	1
2 時間外保育事業 （延長保育事業）	保護者の就労形態の多様化、通勤事情などに対応するため、保育所に在園する子どもについて、通常の保育時間を超えて保育を行います。					
	人	1,740	1,740	1,890	1,890	

事業名	単位	令和2年度(初年度)		令和6年度(計画最終年度)		
		量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	
3 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余剰教室、専門施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。					
	学童クラブ	人	2,145	2,210	2,530	2,475
	その他の事業	人	170	175	160	215
4 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行います。					
	人日		150	150	135	135
5 乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭が安心して子育てを始められるように、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。					
	人		1,440	1,440	1,380	1,380
6 養育支援訪問事業・要保護児童等の 支援に資する事業	養育支援が特に必要とされる家庭に保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。また、妊娠期から出産期までの間における過度な不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的な子育て支援を目的に産前産後の支援を行います。					
	人		93	93	88	88
7 地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供等を通じて子育てを支援します。					
	人日		95,680	95,680	89,740	89,740
8 一時預かり事業(預かり保育)	保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行います。					
	幼稚園(1号・2号)	人日	83,660	83,660	74,750	74,750
	その他(幼稚園以外)	人日	16,490	16,490	14,170	14,170
9 病児・病後児保育事業	発熱等の急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。					
	人日		4,390	5,820	4,500	5,820
10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者(ファミリー会員)と、支援を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。					
	人日		2,640	2,640	2,590	2,590
11 妊婦健康診査事業	妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。					
	人		1,360	1,360	1,310	1,310



本計画の詳細は市のホームページなどでご覧いただけます。



city.nishitokyo.lg.jp



西東京市子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)概要版

西東京市子育て支援部子育て支援課

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 電話番号: 042-460-9841